

農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想

令和 8 年 9 月

山口市

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

- 1 本市は、山口県のほぼ中央に位置し、北は中国山地から南は瀬戸内沿岸にいたるまで広範な地域にあり、その自然的条件と南北に細長い立地条件を生かして、水稻を主体に野菜、果樹、花き、畜産等、種々の農業生産が行われている。

今後本市では、水稻を主体に、地域の特性に即した農業生産の展開を推進する。加えて、新たな作物の導入や流通体系の見直し等を行い、持続可能な農業への転換を図っていく。

北部地域においては、集落営農を基本とした水稻生産を中心に、準高冷地の気象条件を生かして、野菜、果樹、花き等の園芸作物や畜産を組み合わせた複合経営を推進し、中部地域では、小区画の農地が分散していることから水稻に合わせ高収益が期待できる施設園芸による集約的農業経営の展開を推進する。また、南部地域においては、ほ場整備が最も進んでいるため、水稻、麦、大豆を中心に露地野菜、施設園芸、果樹等の複合経営を推進する。

本市では、引き続き、このような地域の特性及び循環型農業の推進など農業・農村に求められる多面的機能の発揮や流通販売活動の活性化などを踏まえつつ、水稻を中心とする土地利用型農業の効率的な営農の展開を支援するとともに、高収益作物等の産地化に向けての地域農業の再編を積極的に推進する。

また、このような農業生産の基盤となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画、都市計画マスタープランとの整合も図りながら農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

- 2 農業構造については、水稻依存度の高い本市農業と他産業との生産性の較差から、農業就業人口が減少し高齢化に併せ、兼業農家の占める割合が年々高くなっており、経営体等の高齢化も進展していることから、将来の労働力が不足してしまうことが懸念される。

しかし、こうした中でも農地流動化が進み、大規模経営農家や農地所有適格法人等が増加しており、これらの安定的な経営体を核とした集落営農体制の構築が進んでいる。

一方、中山間地域においては、農業従事者の高齢化と減少に伴い、農業後継者に承継されない又は担い手に集積されない農地が耕作放棄地となっていく傾向にあり、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

このため、農業生産振興の基礎となる基盤整備の一層の推進とともに、地域や集落を単位とした農地所有適格法人や大規模経営体の育成を図りながら、地域の担い手相互による役割分担や補完関係、また組織相互及び地域相互による補完関係を築くことで、計画的かつ効率的な生産システムを確立することが必要である。

- 3 本市の基幹産業である農業を将来に渡り、持続的に維持・発展させるためには、多くの農業者において喫緊の課題となっている高齢化や後継者不在による、労働力不足の解消を図る必要があることから、新規就農者及び地域農業の核となる認定農業者、農村地域を支える小規模農家や集落営農法人の確保・育成・支援を行っていく。

また、農業所得向上・雇用の創出が図れる持続可能な農業の仕組みづくりなど、農畜産物を生産供給する側と、流通・消費する側の双方に対する支援体制を構築することで、職業として選ばれる農業の実現を目指すこととする。あわせて、生産の基盤である農地や農業用施設を適切に維持・管理するための支援を行っていく。さ

らには、将来にわたって持続可能な農業となるよう、農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、本市及び周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者と均衡する年間労働時間（主たる従事者1人あたり2,000時間以下）の水準を達成しつつ、地域他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従事者一人あたりの年間農業所得350万円程度）を確保することができるような、効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、これらの農業経営が地域における農業生産の中心となるような農業構造を確立していくことを目指す。

- 4 本市は、将来の山口市農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るために自主的な努力を促進することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すにあたってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、本市は、農業協同組合、農業委員会、県農林水産事務所等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うことができるよう、山口中央地域農業再生協議会、防府徳地地域農業再生協議会、山口宇部地域農業推進協議会（以下「各地域農業再生協議会」という。）において、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。さらに、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して主に農業協同組合、県農林水産事務所が主体となって経営診断、経営改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、意欲的な農業者に対しては、農業者等による協議を踏まえ、地域の農業の在り方や農地利用の姿を明確化した地域計画を見直し・更新する上での「農業を担う者」に位置づけ利用権の設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

特に、農用地の利用集積を進めるにあたっては、農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項）の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮のうえ効率化・高度化を推進する。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるにあたっては、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）、及び法第14条の4の規定による青年等就農計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体（以下「認定就農者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者・認定就農者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる

地域においては、特定農業法人制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化に取り組めるよう指導、助言を行う。

このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受委託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農作業受委託者協議会等と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を促進するため、県農林水産事務所の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益や新規作目の導入を推進するとともに、ICT等の先端技術を活用したスマート農業技術の導入と普及を促し、労働生産性の向上を図る。

生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っていることから、オペレーターの育成や農作業受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

特に、中山間地域である阿東地域、徳地地域、阿知須地域、仁保地区、小鯖地区及び鑄銭司地区においては、農地の一体的管理を行う主体として生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人の設立を図る。

市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、法第12条の農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化にあたっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営体と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他の農家にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

また、これらの取り組みについては、農業者等による協議を踏まえ、地域の農業の在り方や農地利用の姿を明確化した地域計画と整合が取れるよう推進する。

法第12条の農業経営改善計画の認定制度、法第14条の4の青年等就農計画の認定制度については、両制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者・認定就農者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

- 5 本市は各地域農業再生協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農協支所単位の研修会の開催等を県農林水産事務所の協力を受けつつ行う。

なお、農業経営改善計画の期間を終了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の策定の指導等を重点的に行う。

- 6 本市は、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要があることから、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明

らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成を図っていくものとする。

具体的な経営の指標については、本市及び周辺地域の優良な農業経営の事例や他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり2,000時間以下）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割以上の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得175万円以上）の確保を目標とする。

- 7 法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を本市の望ましい経営体の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援により地域計画推進事業等による認定農業者への農用地の集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

なお、農業経営改善計画の認定を適切かつ合理的なものとするため、県農林水産事務所、農業協同組合、農業委員会、認定農業者組織の代表者等を構成メンバーとする第三者的な山口市農業経営改善計画認定審査会を設置する。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

- 1 第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

※ 地域別の効率的かつ安定的な農業経営の指標は別添1のとおり

- 2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営指標として、各種計画・指針及び県内の優良事例を踏まえ、本市の実情に即した主要な営農タイプのモデルや立地条件等を勘案して、区分した地域毎に示すと次のとおりである。

※ 地域別の新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標は別添2のとおり

第3 第2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

- 1 本市における農業を担う者は、以下のとおりとする。
- ア 認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、基本構想水準到達者
 - イ ア以外の地域における農業の中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者、継続的に農地利用を行う中小規模の経営体、農業を副業的に営む経営体
 - ウ 農業者の受託サービスを行う者

- 2 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、意欲と

能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、山口市徳地農業公社・農業協同組合等市段階での実践的研修、担い手としての能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

本市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、1に示す多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、農業体験の実施等の支援を行う。

3 就農等希望者の受入から定着に向けたサポートの考え方

就農の受入から定着に向けて、関係機関と連携して新たに農業を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材からの様々な相談に対応するための相談対応、情報提供など必要となるサポートを行う。

また、本市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、農地利用効率化等支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

4 関係機関の役割分担・連携

本市は県、農業協同組合、山口県農業会議、やまぐち農林振興公社等の関係機関と連携しつつ、就農希望者等に向けた情報提供及び就農相談については、山口県農業会議、やまぐち農林振興公社や県、技術や経営ノウハウについての習得については、山口県立農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては県農林水産事務所、農業協同組合、認定農業者や指導農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら必要に応じた各種取組を進める。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 農用地の利用の集積に関する目標

農用地の利用に占める面積割合の目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者が地域の農用地の利用に占める面積割合の目標	備 考
おおむね70%	

○ 農用地の集約化についての目標

農業者が経営する農用地が分散している状況にある中で、認定農業者等経営体の経営する農用地も分散傾向にあり、農用地の効率的な利用の阻害要因となっている。このため、第2に掲げるこれら効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し、農用地を集約化してその割合が高まるように努め、これらの者が経

営農地を効率的に利用し得るように措置する。

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営を営む者が地域における農用地の利用に占める面積割合の目標」は、耕作面積に占める認定農業者（特定農業法人を含む）、認定就農者、市町基本構想の水準到達者、特定農業団体、集落内の営農を一括管理・運営している集落営農が、所有権、利用権、作業委託（基幹3作業）により経営する面積の割合である。

2 目標年次は令和12年度末とする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、地域計画の実現に向けた関係機関及び関係団体との緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の引受け手）の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営を営む者へ、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより農地の利用集積の取組を促進する。その際、本市は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、各年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずるとともに、中山間地域や担い手不足地域では、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体を含め、放牧利用や省力栽培による保全等の取組を進める。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、山口県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本市の農業の地域特性である複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 地域計画推進事業
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保を促進する事業
- ⑤ 新たに農業を営もうとする青年等の確保・育成に関する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 北部、中部地域においては、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化する。このことによって、担い手不足の下で増加傾向にある耕作放棄地の解消に努める。

さらに、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

イ 南部地域においては、ほ場整備事業の実施が進められており、ほ場区画の大

型化による高能率な生産基盤条件の形成を活かすため、地域計画推進事業を重点的に実施する。特に、換地と一体的な利用権設定を促進し、土地改良区の主体的な取組によって、担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行われるよう努める。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業

協議の場の設置方法、地域計画の区域の基準等については、以下の点に留意して実施するものとする。

(1) 協議の場の開催について

開催については、協議の場を設置する区域ごとに当該区域における基幹作物等の農繁期を除いて設定することとし、市ホームページなど既存の周知方法に加え農業関係の集まる機会等を積極的に活用し、周知を図る。協議の参加者について、農業者、市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構、土地改良区、県農林水産事務所、その他の関係者とし、協議の場において、地域を中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を市に設置する。

(2) 見直し・更新の進め方について

県農林水産事務所・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を適宜実施する。

(3) 地域計画の区域について

地域計画の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を元に設定する。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準
その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を支援するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

ただし、認定農業者及び特定農業法人等担い手への集積が既に進んでいる地区等においては、その地区を一部除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付け地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2) に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、農業経営基盤強化促進法の基本要綱(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知)の参考様式第6-1号の認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について市の認定を受けることができる。

② 本市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第3項により認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること

イ (4) の①のイの実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規定の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。

ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること

エ (4) の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること

オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること

③ 本市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市の掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更について準用する。

(6) 特定農業法人等を定める農用地利用規程の認定

① (5) の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員の所有する農用地について利用権の設定等を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員の所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)第11条に掲げる要件に該当す

るものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程に定めることができる。

- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等に関する事項

エ 農地中間管理事業の利用に関する事項

- ③ 本市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規定」という。）について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実にできると認められること。

ウ 特定農用地利用規定において、実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められている農用地について、所有者（所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）に対し、当該特定農業法人に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる旨定められていること。

- ④ 特定農用地利用規定で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

- ① (5)の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等を行うよう勧奨することができる。

- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人又は特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該地域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地

について利用権の設定等を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 本市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、県農林水産事務所、農業協同組合、農業委員会、農地中間管理機構、等の指導、助言を求めてきたときは、各地域農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体の協力が行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

本市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受委託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業の受託を行う生産組織の育成、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保の促進に関する事項

本市は、効率的かつ安定的な農業経営体を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、山口市徳地農業公社・農業協同組合等市段階での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本市は、1 から 4 までに掲げた事項の推進にあたっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 本市は、各種事業等その他の助成事業については、農業経営基盤強化促進事業の実施を促進することを旨として実施するとともに、地域農業の振興に関する施策を行うにあたっては、農業経営基盤強化促進事業の円滑な推進に資することとなるよう配慮するものとする。

イ 本市は、地域水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、担い手の育成、確保及び地域の特性に見合った作物の生産拡大と定着化を行うことにより、効率的な経営の育成を図ることとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

本市は、県農林水産事務所、農業協同組合、農業委員会、土地改良区、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後 10 年にわたり、第 1、第 4 で掲げた目標や第 2 の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、各地域農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、市は、このような協力の推進に配慮する。

6 新たに農業を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第 1 の 6 に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取り組みを重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

県農林水産事務所、やまぐち農林振興公社、農業協同組合、山口市徳地農業公社などと連携しながら、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供を行う。また、市内の農業法人や先進農家等と連携して新規就農者の受入に係る支援体制を整備するとともに、募集・相談活動や農地、住居の確保等支援対策の充実強化を促進する。

イ 中長期的な取組

児童・生徒・学生が農業に関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつ

くことで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

県農林水産事務所、やまぐち農林振興公社、農業協同組合等が連携し、相談から就農までの過程で情報の共有化を行うことで円滑で効果的な各種支援を受けることができるよう支援体制を整えるものとする。

農業技術研修等の充実施策として、県農林総合技術センターと連携する等、指導農業士等技術経営面でのレベルの高い農家における研修を充実するとともに、日常的な相談活動に応じられる組織的な指導体制を整備する。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート・支援

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画に地域の中心的な経営体として位置付けられるよう促すとともに、青年等就農資金の活用、県農林水産事務所による重点指導対象としての定期的な巡回指導や情報提供、当該青年等を集めての交流機会の提供、経営発展の意欲の高い者に対する優良経営者による集中講座等により、さらに安定的な農業経営体への成長を促す機会の提供等を行う。

ウ 経営力の向上に向けた支援

青年等を集めての交流機会の提供、経営発展の意欲の高い者に対する優良経営者による集中講座等により、さらに安定的な経営体への成長を促す機会の提供等により、きめ細やかな支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の地域計画との整合性に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、新規就農者育成総合対策や青年等就農資金、農地利用効率化等支援交付金等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については、山口県農業会議、やまぐち農林振興公社や県、技術や経営ノウハウについての習得については、山口県立農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては県農林水産事務所、農業協同組合、認定農業者や指導農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、平成 1 8 年 6 月 3 0 日から施行する。
- 1 この基本構想は、平成 2 2 年 4 月 2 2 日から施行する。
- 1 この基本構想は、平成 2 6 年 9 月 3 0 日から施行する。
- 1 この基本構想は、令和 3 年 3 月 2 6 日から施行する。
- 1 この基本構想は、令和 5 年 9 月 2 9 日から施行する。
- 1 この基本構想は、令和 8 年 9 月 3 0 日から施行する。